

## ☆聴覚障がいのある子どもの理解のために

聴覚障がいの理解についての基本的な事項について、「教育支援資料」\*1  
「就学事務の手引き」\*2に記載されています。その中から、一部参考にし  
てまとめました。



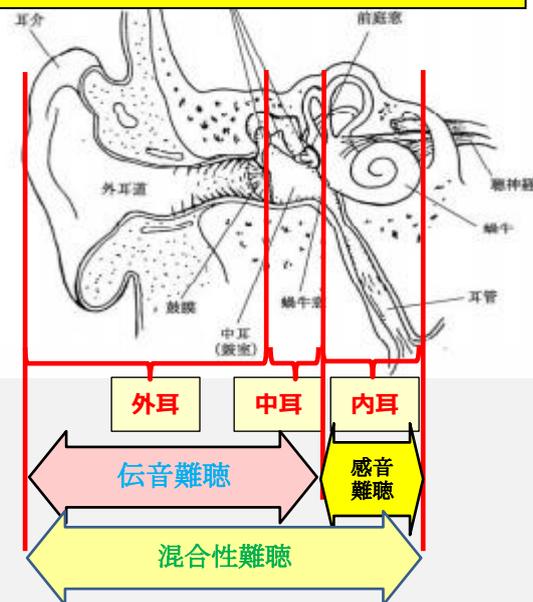
### 【聴覚障がいとは】

聴覚障がいとは、身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえな  
かったりする状態をいいます。聴覚障がいのある子どもたちには、できるだけ早期から  
適切な対応を行い、音声言語をはじめその他多様なコミュニケーション手段を活用して、  
その可能性を最大限に伸ばすことが大切です。

### <主な障がいの分類>

聴覚器官は、**外耳、中耳、内耳**、聴覚伝導路、  
聴覚中枢からなっている。これらは、外界にある  
**音の振動を受け止め、これを内耳の感覚細胞まで  
送り込む作業をしている伝音部分**と、送り込まれ  
た**音の振動を感覚細胞で感じ、神経興奮（インパ  
ルス）に換え、脳幹の神経伝導路を通して大脳の  
聴皮質に送る感音部分**に大別される。

図：「聴覚器官」（教育支援資料より引用）



### <障がい部位による分類>

聴覚器官のどの部位に原因があるかによって、**伝  
音難聴**と**感音難聴**に分けられる。また、感音難聴を  
末梢神経性（迷路性又は内耳性）難聴と中枢神経性  
（後迷路性）難聴に分けることもある。伝音難聴と  
感音難聴が併存するものを**混合性難聴**という。

一般に伝音難聴では、音が小さく聞こえるだけであるが、感音難聴では、音がひずんで聞こえ  
ることが多い。

### 【障がいの程度による分類】

障がいの程度によって軽度難聴、中等度難聴、高度難聴及び最重度難聴に分けられます。障  
害の程度を示す基準は、オーディオメータで測定した聴力レベル（dB：デシベル）で示され、正  
常聴力レベルは、正常音が聞き取れる最小の音圧で、オーディオメータの25dB以下に当たり  
ます。

\*1：「教育支援資料」とは、平成25年10月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「教育支援資料～障害の  
ある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～」のことで。

\*2：「就学事務の手引き」とは、平成26年4月福島県教育委員会「特別支援学校にかかわる就学事務の手引き～  
早期からの一貫した支援のために～」のことで。

【環境音や音声の大きさ】	(単位 dB)
深夜の郊外、ささやき声	0～20
静かな事務所、静かな（普通の）会話	30～50
静かな車の中	60
騒がしい事務所、大声の会話	70
せみの声	80
叫び声	90
電車の通るガード下、30 cm近くでの叫び声	100
車の警笛	110
ジェット機の騒音、30 cm近くのサイレン	120

保護者から、「聴力は、80 dB くらいです」と聞いたら、「やっとせみの声の有無が聞こえるレベル」など私たちがイメージできることは支援につながります。ただし、音の有無を認知することと、音を識別することは別です。また、聞こえ方もさまざまです。<sup>\*3</sup>

**【一側性難聴について（右か左の片耳が難聴である場合）】**  
 片耳の聴力が正常であるため、会話もでき、不自由がないようですが、聞こえにくい側からの音が聞き取りにくかったり、後方からの音の方向性がわかりにくかったり、騒がしい中や離れた所からの音声の聞き取りがしにくかったりと、困難さが生じます。正面から話しかけたり、聞こえやすい側が教室の中心を向くような席の配置をしたりすることも効果があります。



**【補聴器と人工内耳の違いが分からないのですが…】**

補聴器は外からの音を増幅させる機器で、人工内耳は、内耳に埋め込んだ電極により、神経に直接音の電気信号を送る機器です。

**補聴器**  
 「補聴器」とは、音を増幅して話声の聴取を援助する機能を備えた携帯型の医療機器で、通常マイクロホン、電子回路、イヤホンで構成されています。外見上から、ポケット型、耳かけ型、耳あな型、眼鏡型などに分類されます。

**人工内耳**  
 「人工内耳」は、現在世界で普及している人工臓器の一つで、難聴があつて補聴器での装用効果が不十分である際に手術の適応となり得ます。一般的には、人工内耳を装用した状態で、20～40 dB 程度の装用閾値が得られる場合が多いです。  
 なお、人工内耳を装用しても、通常、話し声の理解のためには適切な教育的対応が必要であり、そのための場として、特別支援学校（聴覚障がい）が役割を果たすことも考えられます。



**補聴援助システムについて**  
 離れた人の話や騒音下では、FM 電波を用いて（FM 補聴器）、あるいは教室内に配置された電磁ループ等を用いて遠隔話者（教員等）の声を直接補聴器に伝えることができるシステムが併用される場合があります。 \*現在はデジタル補聴援助システムが普及しています。

\*3：聴覚障がいがあり学習している児童生徒は、特に生まれたときから、あるいはごく幼いときから聞こえにくさがある場合、指示がわかりにくくても友だちを見て行動するなどしているため、特に困難さについて気付いていないこともあります。その気付きのポイントについては、『聴②-1 聴覚障がいのある子どもの理解：補助資料①☆障がいの程度の種類と気付きのポイント』で整理していますので、ご覧ください。